

障発 0311 第 6 号
平成 26 年 3 月 11 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知のうち 1 の通知（2（6）、別紙様式 1 及び 2 に係る改正部分を除く。）及び 2 の通知に係る改正部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。

記

- 1 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成 10 年 3 月 3 日障第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）の一部改正
別添 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」（平成 12 年 3 月 31 日障発第 243 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 2 のとおり改正する。
- 3 「精神保健福祉法第 19 条の 8 に基づく指定病院の指定について」（平成 8 年 3 月 21 日健医発第 325 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別添 3 のとおり改正する。